

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）美徳商事株式会社賃貸店舗

埼玉県川越市大字石田字八ツ島町二百五十二番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 国道二五四号の中央線にポストコーンが設置できない場合、交通事故防止や交通機能補完の観点から、国道二五四号東松山市方面からの来客車両に対して「国道二五四号からの右折による入庫はご遠慮ください。」、出庫する車両に対して「国道二五四号への右折進入はご遠慮ください。」等の注意看板設置等について対策を講じること。
- ・ 騒音・振動等の公害や光害問題が発生しないように注意し、苦情が寄せられる場合には適切に対応すること。
- ・ 市内では小学生の放課後の自転車事故が増加傾向にあり、児童生徒の交通事故防止のために、交通整理員の配置や通学時間帯の業者による搬入の安全対策を講じること。

二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から平成二十六年七月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター